

## 病理医の開業

岸川正大／きしかわまさお  
長崎病理診断研究所

「〇〇にあつて、××にはない。□□にあつて、△△にはない……」,そしてヒントを与えるとホモサピエンスの正解率が◇%にアップした……といったクイズ番組を見たことがある。言葉の響きだけをまねさせてもらつて、「開業であつて、開業医ではない。医療行為であつて、医療機関ではない。診断の報告書であつて、診断書ではない……」とするそのキーワードは……? 出題者・私の正解は「病理医の開業」である。

### ■有限会社設立

某県の研究機関を退職して故郷に帰つてきた私に、勤務医のお誘いもあったが、高齢の親のもとへすぐに駆けつけるということから、さらなる「宮仕え」を断念した。ところが30年間も「組織」に属してきたためか、外線電話の第一声に戸惑いだした。「〇〇の岸川」で通じたものが、その「〇〇」が無いために「元・〇〇の岸川です」というのがまどろこしく、加えて「元」はそう長く使える言葉ではなかった。組織人としてどっぷり浸かつていた身としては根無し草というか、今流行のフリーターというか、その現実に寂しささえ感じた。

このことが開業のすべての理由と言うわけではないが、「格好から入る」との家内の批評を背に平成14年5月下旬、「有限会社・長崎病理診断研究所」の登記をすませることとなった。

余談だが「長崎病理研・岸川です」と名乗つても、先方の開業医へさほどスムーズには繋がらなかったことは言うまでもない。

### ■有限会社、プラス「衛生検査所」

病理は顕微鏡、パソコン、プリンターがあればどこでも仕事ができるから楽でよい……との認識で、自宅(登記上の社屋)で「診断業務」を開始した。ところが、「医療に相当する行為は届け出た場所」に原則限られるとのことで、「衛生検査所の申請」を出すようにとの助言があった。

そこで初めて関係法規を調べたり、すでに病理

で開業されている熊本県のM先生の「衛生検査所」を見学させていただきに行ったが、自宅の書斎では基準のスペースさえ充たせないことがわかつた。

結局は長崎市内の自宅から21kmの、小・中・高校を過ぎた諫早市にその広さの事務所を借りることとなった。

### ■衛生検査所開設

「病理診断に特化」した病理検査であっても衛生検査所の開設には、基準の広さの他に「パラフィン溶融器、マイクローム、パラフィン伸展器、天秤、冷蔵庫、顕微鏡」を揃えることが最低必要である。その法規で求められている「保守管理標準作業書」や「検体受領作業日誌、検体搬送作業日誌」等々の作成も必要であつた。ところが、加えて「病理測定(診断)標準作業書、診断検鏡作業日誌(測定作業日誌)」等々の提出を求められたときには、さすがに「ん?……」となつた。組織のガラス標本と病歴・報告用紙を受託し、検鏡・診断を行うだけの「医行為」の、どこに計量天秤が必要な? すでに薄切してあるガラス標本のどこにマイクロームが入り込む余地があるの?……しかし、現行の法規にある充たすべき基準をクリアしないことには、衛生検査所としては登録されないのである……。

標榜科ではない病理が正規に医行為を行える場所は、病院等の医療機関内や大学(病院)を除くと、衛生検査所しかないとの判断から登録申請に踏み切つたわけだが、その膨大な書類にうんざりしてきた。何回も県庁の担当者から「指導」を受けるなか、現場の担当吏員さんは医療関係者でもあるので病理診断の実際をよく理解してくれていたものの、認可印を押す少し前の段階で、「担当者の無認識と法的文言」という高いハードルが前に立ちだかつた。極めつけは「病理診断の精度管理をXパーで……」と求められたときで、わが耳を疑つた。そこで、「模範的な例を示してほしい。そのご指導に沿つて……」と答えたが、一休さんの「屏風の虎を追い出してくれたら……」の一節を思い出した。

### ■病理診断業務に特化した開業へ

約8カ月もかかつて長崎県第50号の衛生検査

所「長崎病理診断研究所」が産声をあげた。今、冷静になって思うに、この8カ月は決して長崎県の担当者の責任ではないと思うようになってきた。現行の衛生検査に関する法律の「病理検査業務」に「病理診断業務」の項目をむりに押し込むこと自体がもともと馴染まないのである。

長い年月にわたって諸先輩が「病理標榜科」を目指して頑張ってきた歴史がある。病理診断は医療法上の立派な「医行為」であるが、医行為の結果生じる病理の報告書は「病理診断書」である。診断書を書く行為も「医行為」であるから、その医行為を現実に行う場所が単に「衛生検査所」であってよいはずはなく、「医療機関」とすべきである。このためには「病理検査全体」と、われわれの「病理診断」に特化した業務を現実的・効果的に「住み分ける論理」が必要になるかもしれない。

このように、衛生検査所としてスタートしたわ

れわれのような「病理医の開業者」が、現行法の不備・馴染まない部分を現場の問題として提起し、省令・政令の改正などのマイナーチェンジを手始めに、将来的には法の改正などへ繋げる一助になればと思う。

なお、今の長崎病理診断研究所は、某国立大学機構の事務官の見解では「営利団体」であり、「地域社会に貢献する医療機関」ではないので大学教官の兼業が認められていない。同じ医師の資格をもつものが開業しているのに、同じように診断業務をしていることが「医療機関」と「営利団体」ではあまりにも違いすぎる。NPOとしての選択肢はあるものの、医療法人との差はこれまた大きすぎる。だからこそわれわれ病理医の「開業者」が「開業医」を目指して、病理学会の後押しを得ながら共に大きな声をあげるときが来ているように思う。

\* \* \*